

東京外国語大学スポーツ施設使用 に関する取扱要項

平成 15 年 3 月 28 日
規則 第 13 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日規則第 159 号
平成 26 年 3 月 11 日規則第 13 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この取扱要項は、東京外国語大学（以下「本学」という。）スポーツ施設の使用
について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この取扱要項において「スポーツ施設」とは、体育館（メインアリーナ、サブア
リーナ、舞踊場、トレーニングセンター、武道場、弓道場）、多目的グラウンド、テニ
スコート及びジョギングコースをいう。

(管理運営責任者)

第 3 条 スポーツ施設に管理運営責任者（以下「責任者」という。）を置き、学長が指名
する副学長（以下「副学長」という。）をもって充てる。

(運営)

第 4 条 スポーツ施設の管理運営については、学生支援マネジメント・オフィスで処理す
る。

(使用目的)

第 5 条 スポーツ施設は、次の目的に使用するものとする。

- (1) 本学が開設する授業
- (2) 本学体育団体協議会（以下「体団協」という。）所属サークルの課外活動
- (3) 本学学生及び職員の体育活動
- (4) 本学が主催又は主管する行事等
- (5) 国立大学法人東京外国語大学施設利用規程（平成 16 年規則第 169 号）に基づく
もの
- (6) その他責任者が特に使用を許可した行事

(使用時間)

第 6 条 体育施設の使用時間は、年末・年始の休日とその前後 2 日を除き、原則として 8
時 30 分から午後 8 時までとする。

2 責任者が管理上必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その都度使用日及び
使用時間を変更することがある。

(使用手続)

第 7 条 スポーツ施設を授業に使用するときには、使用予定を責任者に届け出るものとす
る。

2 体団協所属サークルが、課外活動に使用するきは、体団協が各サークルの使用開始前

1ヶ月間分の使用予定を調整のうえ、所定のスポーツ施設使用許可願を、使用開始の1ヶ月前までに責任者宛に提出するものとする。ただし、他大学サークル等との試合に使用するときには、所定のスポーツ施設許可願を使用日の7日前までに責任者宛に提出するものとする。

3 前項以外の者が使用するときには、所定のスポーツ施設使用許可願を使用日の10日前までに責任者宛に提出するものとする。

(使用許可等)

第8条 責任者は、前条の願出を調整のうえ、使用日の3日前までに、使用責任者に使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた後、許可内容の変更を希望又は使用を中止するときには、すみやかに責任者宛に願出又は届け出なければならない。

3 本学の授業、行事等のためスポーツ施設を使用する必要がある場合には、責任者は、すでに与えた使用許可を取消することができる。

(使用の特例)

第9条 本学学生又は職員は、スポーツ施設の使用計画がなく、かつ前条によりスポーツ施設使用の許可を受けた者がいないときは、学生課に届け出てスポーツ施設を体育活動のために使用することができる。

(転貸の禁止)

第10条 使用者は、責任者の許可を受けた目的以外にスポーツ施設を使用し、一部又は全部を他の者に転貸してはならない。

(使用許可の取消又は使用停止)

第11条 責任者は、使用者が、この取扱要項及び別に定める使用心得に違反したときは、使用許可を取消又は使用を停止させることがある。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は過失により、スポーツ施設の設備又は備品等を破損、紛失又は汚損したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(事務)

第13条 スポーツ施設の使用に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 スポーツ施設の地域住民等への開放については、別に定める。

第15条 この取扱要項に定めるもののほか、スポーツ施設の使用に関し必要な事項は、責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成15年2月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成26年3月11日から施行し、改正後の東京外国語大学スポーツ施設使用に関する取扱要項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。